

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月28日

新潟地方裁判所長岡支部民事執行係

裁判所書記官 土 田 雅 子

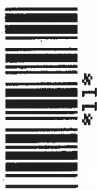
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月25日 午前 9時00分から 令和 7年 9月 1日 午後 4時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月 4日 午前10時00分 場 所 新潟地方裁判所長岡支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月24日 午前 9時30分 場 所 新潟地方裁判所長岡支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 9月 8日 午前 9時00分から 令和 7年 9月10日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 6 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	11, 310, 000 9, 048, 000	一括	2, 262, 000	31, 594	0
1	1, 410, 000				
2	9, 900, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 魚沼市佐梨字沢田 |
| | 地 番 | 1 1 0 5 番 2 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 6 . 3 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 魚沼市佐梨字沢田 1 1 0 5 番地 2 1 |
| | 家屋 番号 | 1 1 0 5 番 2 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 4 . 8 9 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 6月25日

新潟地方裁判所長岡支部民事執行係

裁判所書記官 土 田 雅 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 魚沼市佐梨字沢田 |
| | 地 番 | 1105番21 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 166.36平方メートル |
| 2 | 所 在 | 魚沼市佐梨字沢田1105番地21 |
| | 家屋 番号 | 1105番21 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 44.89平方メートル
2階 42.23平方メートル |



令和7年(ケ)第16号
令和7年5月13日受理
令和7年6月12日提出

現況調査報告書

新潟地方裁判所長岡支部

執行官 間 鉄 雄 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 魚沼市佐梨字沢田 |
| | 地 番 | 1 1 0 5 番 2 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 6 . 3 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 魚沼市佐梨字沢田 1 1 0 5 番地 2 1 |
| | 家屋 番号 | 1 1 0 5 番 2 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 4 . 8 9 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として管理（ただし、完全な空家）している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件1の土地は物件2の建物の敷地として利用されている。
- 2 物件1の土地は、南側で幅員約14メートル(車道約7メートル、物件側歩道約4メートル、対岸側歩道約3メートル)の一般県道虫野・小出停車場線に、北側で幅員約6メートルの市道沢田6号線に、東側で幅員約16メートルの市道浦ノ島明神線に各々接面する。
- 3 物件1の土地は東側の間口が約15.63メートル、奥行きが約8.93メートルないし13.17メートルの台形状の土地で、土地の形状は、ほぼ法務局備付の公図のとおりである。
- 4 物件2の建物は、建物の電気設備工事が未了であるため、トイレや浴室の給湯器、上水道等の設備が一切使用できない。また、玄関のシューズインクローゼットの造作工事が未了であるほか、サッシの窓枠部分の取付工事、玄関ドアの下に隙間があつて、玄関ドア部分やベランダ等の外装工事、天樋の取付工事がいずれも未了であつて、本件建物の買受人はそれらの電気設備工事を完了しないと物件2の建物は使用することができない。
- 5 物件2の建物の占有については、債務者兼所有者Aの陳述等から所有者占有と認定した。
- 6 隣地等の所有者(登記簿上)
- ① 魚沼市佐梨字沢田1105番1、同所1129番5(いずれも公衆用道路)、同所1105番3(用悪水路)の所有者：魚沼市
- ② 魚沼市佐梨字沢田1105番20の所有者：B
- ③ 魚沼市佐梨字沢田1105番4(公衆用道路)の所有者：国土交通省

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は令和2年5月に物件1の土地を売買で取得しました。そして、私はK A L A マネジメント株式会社(請負人)との間で物件2の建物についての建物請負契約を締結しました。 2 私は物件2の建物が完成する前にK A L A マネジメント株式会社に請負代金を支払いましたが、代金を支払った直後にK A L A マネジメント株式会社が倒産した旨の通知を受けました。 3 私は株式会社第四北越銀行から融資を受けた金員で、上記請負代金を支払ったのです。 4 物件2の建物は主に建物の電気設備工事が未了になっているほか、玄関周りや窓枠等の工事が完了していません。 5 私は請負人から物件2の建物の引渡を受けました。 6 物件2の建物の電気設備工事がされていないので、建物の一切の設備が利用できません。私は物件2の建物に居住したことは一度もありません。 7 物件1の土地の境界に関し、隣地所有者らから異議を言われたことは一度もありません。
■ C (魚沼市役所税務課担当者)	物件2の建物は、建物が未だ完成していないので、建物の課税評価は行っていない。そのため、建物の課税証明書は発行できません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

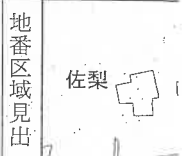
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月15日 (木) 12:45-12:55	新潟地方法務局南魚沼支局	公図、建物図面、登記事項要約書取得
7年5月15日 (木) 13:50-13:55	魚沼市役所税務課	名寄帳写及び間取図写の交付申請書持参(令和7年5月19日名寄帳写取得)。魚沼市役所税務課担当者Cと面談
7年5月15日 (木) 14:15-14:30	目的物件所在地	外観調査。写真撮影
7年5月29日 (木) 15:20-15:25	魚沼市役所	住民票取得
7年6月6日 (金) 10:00-10:50	目的物件所在地	立入調査。写真撮影。債務者兼所有者Aと面談
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

新潟地方法務局 南魚沼支局 出張所 備付図面写し(ただし合成図で縮尺は $\frac{1}{500}$ の図面を71%縮小したもの)



(座標値種別：測量成果)
 (注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	魚沼市佐梨字沢田					地番	1170番1		(6 枚目)	
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図に準ずる図面			種類	地籍図
作成	昭和40年9月				備付年月日				補記		



(座標値種別：測量成果)

地番区域見出

佐梨

田端

(7 枚目)

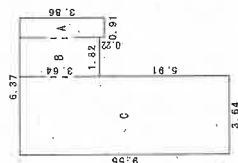
登記年月日：令和3年4月23日

建物各階平面図

家屋番号 1105番21

建物の所在 魚沼市佐梨字沢田1105番地21

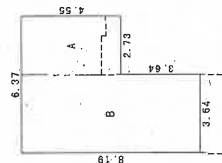
1階



求積表

A	0.91 × 3.86	=	3.5126
B	1.82 × 3.64	=	6.6248
C	3.64 × 9.55	=	34.7620
合計			44.8994
床面積			44.89

2階

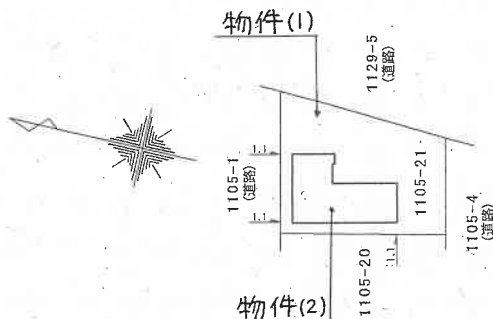


求積表

A	2.73 × 4.55	=	12.4215
B	3.64 × 8.19	=	29.8116
合計			42.2331
床面積			42.23

物件(1)

物件(2)



作成者

(令和3年4月21日作成)

縮尺

1/250

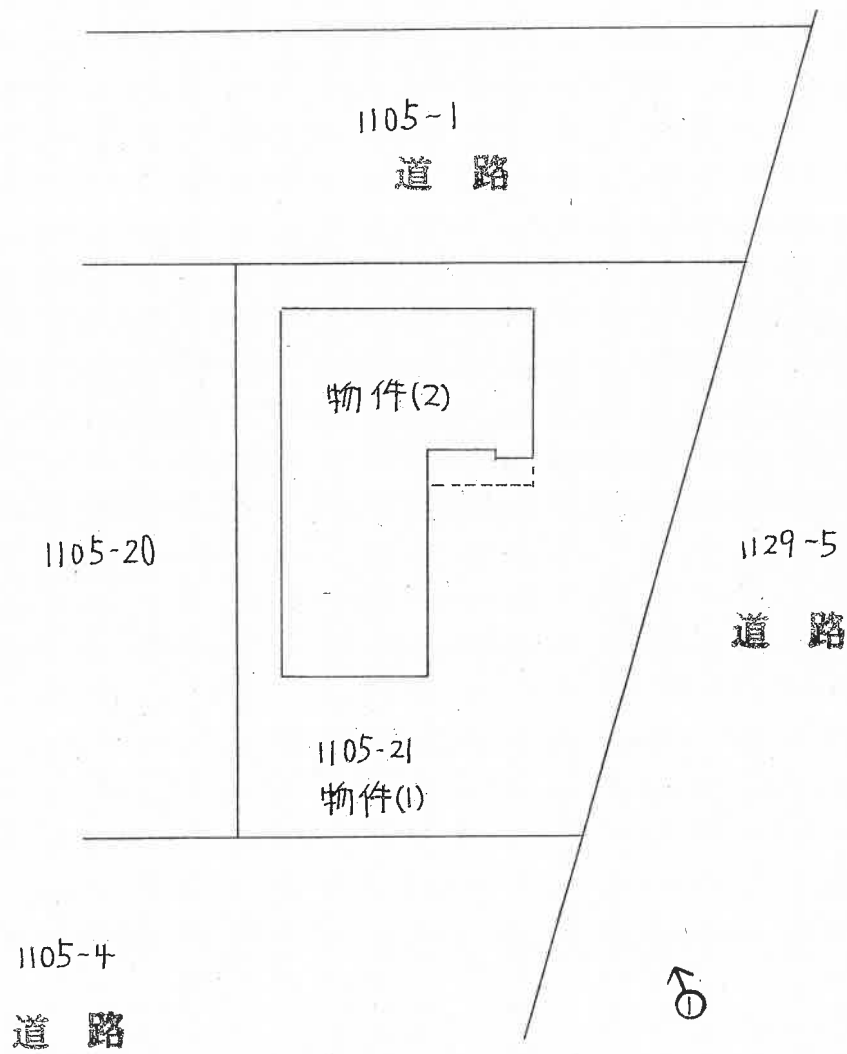
申請人

縮尺

1/500

新潟県土地家屋調査士会

土地建物位置関係図(概略)



○印は写真撮影位置、方向

(9 枚目)

縮尺:約 $\frac{1}{200}$

執行官作成

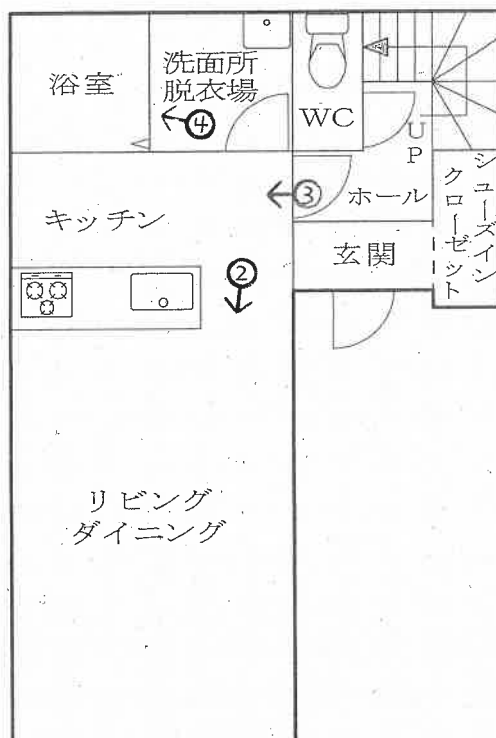
間取図

S=1/100

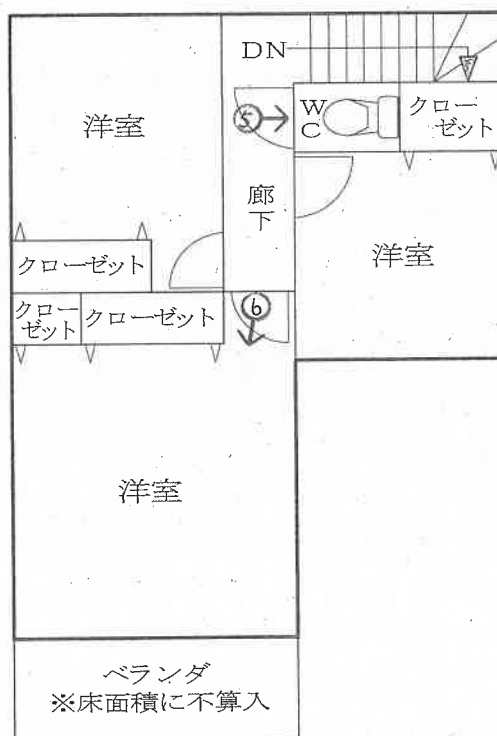
物件2 居宅



1 階



2 階



⇒ 印は写真撮影位置、方向

(10 枚目)

評価人作成概略図面

写真 /



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



令和7年（ケ）第16号
令和7年6月6日 現地調査
令和7年6月17日 評価

新潟地方裁判所 長岡支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

檜 出 昭 義

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,310,000円	
物件番号	内 訳 価 格
1 (土地)	金 1,410,000円
2 (建物)	金 9,900,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほか物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	魚沼市佐梨字沢田 1105番21 宅地 166.36㎡	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	魚沼市佐梨字沢田 1105番地21 1105番21 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 44.89㎡ 2階 42.23㎡	
番号	特記事項		
1	なし		
2	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	JR上越線「小出」駅の南東方、道路距離約1.4kmに、バス停「佐梨」からは西方、道路距離約700mに位置する。
付 近 の 状 況	付近は、中・小規模の戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。地域東側の市道浦ノ島明神線沿いにはコンビニエンスなどの店舗が立地している。そして、当該市道は一級河川佐梨川の北側にある小出地域の古くからの商業地域に通じている。また、地域南側を走る県道虫野・小出停車場線は、一級河川魚野川の西側に存する「小出」駅に通じている。よって、近隣地域の利便性は良好である。
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 非線引都市計画区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 80% 容 積 率 200% 防 火 規 制 準防火地域 その他の規制 特になし
画 地 条 件 (規模、形状等)	物件1(以下「対象土地」という)は、北側間口が約13.1m、東側間口が約15.6m、南側間口が約8.9mの台形の三方路である。地勢は平坦で、道路には等高に接面している。但し、東側と南側には低いコンクリート塀があるため、道路から車両で対象土地に侵入することはできない。よって、対象土地の主たる接面道路は北側となる。
接 面 道 路	北側が幅員約6mの舗装市道沢田6号線に、東側が幅員約16mの舗装市道浦ノ島明神線に、南側が幅員約14mの県道虫野・小出停車場線に接面する。三方の道路はいずれも建築基準法42条1項1号の道路に該当する。
土地の利用状況及び 隣地の状況等	対象土地は、物件2の建物(居宅)の敷地として利用されている。居宅は、敷地の北西側に建っている。居宅の東側にはポンプが設置されている(融雪用の揚水ポンプではないかと思われるが、稼働するか否かは不明)。 西側隣地は居宅の敷地であり、道路を介して北側も居宅の敷地である。

供給処理施設	上水道 あり(引込済) ガス あり(引込済) 下水道 あり(引込済) } 特記事項参照
特記事項	物件2の建物は工事未了である(詳細は、後記「2 建物の概況及び利用状況」の特記事項参照)」。そのため、現時点において上水道、ガス、下水道を使用することができない。なお、魚沼市ガス水道局によれば、上水道等を使用するためには、指定工事店の検査を受ける必要があるとのことである。

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 令和3年4月21日新築 経過年数 約4年 経済的残存耐用年数 約21年
仕 様	構 造 木造2階建 屋 根 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス等 天 上 ビニールクロス等 床 フローリング等 設 備 給湯器、キッチン、水洗トイレ等(特記事項参照) そ の 他 特になし
床面積(現況)	増改築なし 第3項・目的物件記載のとおり
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居宅 間 取 り 3LDK(別添建物間取図のとおり)
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者が居宅として管理している。但し、所有者は物件2に居住したことがない(完全な空家)。
特記事項	所有者によれば、物件2の建物の建築を請け負った法人が倒産したため、建築工事が完了していないとのことである。また、電気設備工事などが未了とのことである。 目視可能な範囲で確認できた主な工事未了箇所は次のとおりである。玄関ドア下などの外壁未施工、一部雨樋の接続未了、屋根融雪配管の接続未了、給湯器の電気・ガスの接続未了、シューズインクローゼット造作未了、アンテナ未設置、照明器具なし、カーテンレールなし。

特 記 事 項	新潟県南魚沼地域振興局 建築課で確認したところ、物件2の建物について建築確認申請が提出されていた。但し、令和7年5月15日に建築確認検査機関から工事未了のため、検査済証未交付と同課に報告されている。 物件2の建物には経年等による劣化などが見られる。外壁の小さな剥離が僅かにある。雨樋の一部が変形したり、破損したりしている。内装には若干の剥がれがある。
----------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	23,700	1.14	166.36	1.00	4,490,000

ア 標準画地価格（地価公示標準地の価格等からの規準）

近隣及び周辺の取引事例等と比較し、公示価格等と規準し、地価水準及びその動向を勘案して上記のとおり査定した。

地価公示標準地「魚沼ー4」を規準した価格

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準した価格} \\ 20,100\text{円}/\text{m}^2 & \times & 99/100 & \times & 100/100 & \times & 100/84 & \div & 23,700\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的画地で補正の必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件等を考慮した。△ 16

イ 個別格差：三方路、方位、幅員等 + 14%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価補正率：地上建物の経年、更地化の難易等を考慮した。± 0%

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向等を考慮の上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	227,000	87.12	0.59	11,670,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \left\{ \begin{array}{c} \text{残価率} \\ 5\% \end{array} + \left(1 - 0.05 \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{経済的残存耐用年数} \\ 21\text{年} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{経過年数} \\ 4\text{年} \end{array} + \begin{array}{c} \text{経済的残存耐用年数} \\ 21\text{年} \end{array}} \right\} \times \left(1 - \begin{array}{c} \text{観察減価} \\ 30\% \end{array} \right)$$

$$\div 0.59$$

◇経過年数	:	4年
◇経済的残存耐用年数	:	21年
◇観察減価	:	30%
◇残価率	:	5%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権価格 (円) ア×イ≒ウ
1	4,490,000	0.55	法定地上権	2,470,000

イ 敷地利用権等割合 : 法定地上権が成立すると判定し、その割合(敷地利用権等)を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	敷地利用権価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,490,000	－ 2,470,000	1.00	1.00	0.70	1,410,000
2	11,670,000	＋ 2,470,000	1.00	1.00	0.70	9,900,000
一 括 価 格 (合 計)						11,310,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示標準地「魚沼－4」

所	在	:	魚沼市古新田字居平325番1				
価	格	:	20,100円/㎡				
位	置	:	JR上越線「小出」駅まで道路距離約1.9kmに位置する。				
価	格	時	点	:	令和7年1月1日		
地	積	:	343㎡				
供	給	処	理	施	設	:	上水道、ガス、公共下水道
接	面	街	路	:	南側5m市道		
用	途	指	定	等	:	非線引都市計画区域、第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率200%)	
地	域	の	概	要	:	一般住宅と農家住宅の混在する既成住宅地域	

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写
- 4 間取図

以 上

位置図

町

小出島

犬塚新田



S=1/10000

体育館

小出駅

本町(一)

井口新田

現

33.4

出橋

小出島

出入キヤ場

佐梨橋

大

佐梨大橋

小出公園
青島

新柳生橋

目的物件

102

佐梨

古新田

地価公示標準地

93.6
上越線

円福寺

中原

青島大橋

291

107

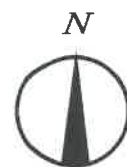
魚沼IC

魚野川

△96.9

国土地理院地図

公凶写


$$S = 1/500$$

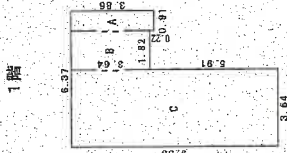

登記年月日：令和3年4月23日

建物図面写 (物件2)

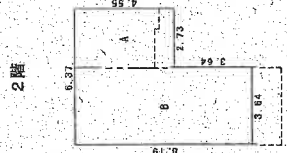
建物図面図

家屋番号 1105番21

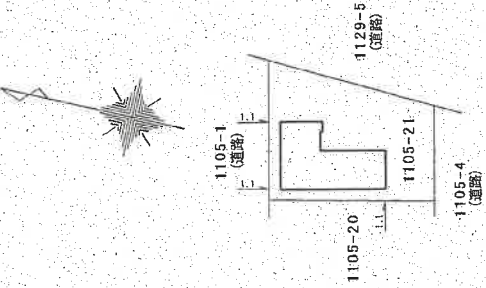
建物の所在 魚沼市佐梨字沢田1105番地21



求 積 表			
A	0.91×3.86	$=$	3.5126
B	1.82×3.64	$=$	6.6248
C	3.64×9.55	$=$	34.7620
合 計		床面積	44.8994



求 積 表			
A	2.73×4.55	$=$	12.4215
B	3.64×8.19	$=$	29.8116
合 計		床面積	42.2331



作成者

(令和3年4月21日作成)

縮尺 1/250

申請入

縮尺

1/500

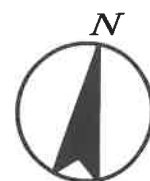
新潟県土地家屋調査士会

A3をA4に縮小

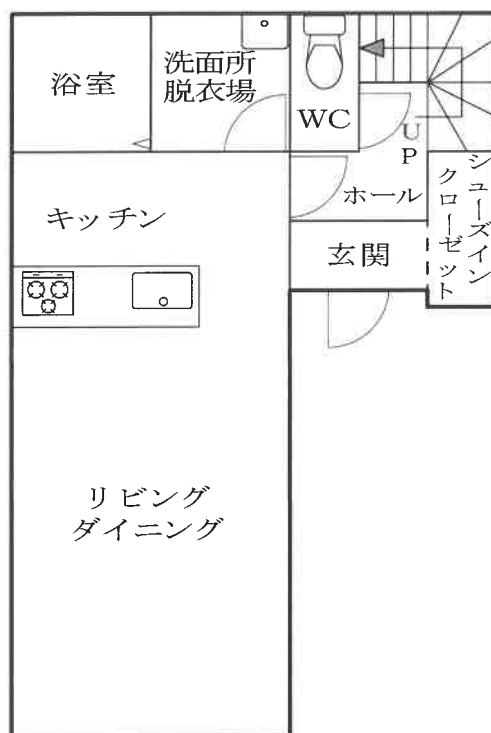
間取図

S=1/100

物件2 居宅



1 階



2 階

